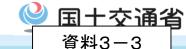
社会資本整備審議会 建築分科会 建築物等事故・災害対策部会の関係



社会資本整備審議会

設置年月日:平成13年1月6日

根拠法令:国土交通省設置法第6条

所掌事務:

- ・国土交通大臣の諮問に応じて不動産業、宅地、住宅、建築、建築士及び官公庁施設に関する重要事項の調査審議
- ・上記の重要事項に関し、国土交通大臣等に意見を述べること 等

社会資本整備審議会建築分科会

設置年月日: 平成13年1月6日

根拠法令:社会資本整備審議会令第6条

所掌事務:

・建築、建築士、官公庁施設に関する重要事項の調査審議等

社会資本整備審議会建築分科会 建築物等事故・災害対策部会

設置年月日:平成17年7月4日

根拠法令:社会資本整備審議会令第7条

所掌事務:

建築物等において生じた事故及び災害による被害等に係る

- ①事故等の情報の分析 ※1
- ②再発防止対策等に係る調査・検討 ※1
- 3再発防止策を受けた技術基準の作成

※1:昇降機等事故調査部会の所掌を除く

社会資本整備審議会建築分科会 建築物等事故・災害対策部会 定期報告制度等ワーキンググループ

設置年月日: 平成20年2月4 日

根拠法令:社会資本整備審議会建築分科会建築

物等事故·災害対策部会決定 所掌事務:

・定期報告制度等に関する事項の検討

社会資本整備審議会建築分科会 建築物等事故·災害対策部会

既設エレベータ安全向上ワーキンググループ

設置年月日:平成23年1月17日 根拠法令:社会資本整備審議会建築分科会建築 物等事故・災害対策部会決定

所堂事務:

・設置が容易・確実な安全装置の設置促進等の検討

社会資本整備審議会建築分科会 建築物等事故・災害対策部会 建築物雪害対策ワーキンググループ

設置年月日: 平成26年3月10日

根拠法令:社会資本整備審議会建築分科会建築 物等事故•災害対策部会決定

所掌事務:

・建築物 の雪害に関する事項の検討

社会資本整備審議会建築分科会 建築物等事故・災害対策部会 昇降機等安全審査ワーキンググループ

設置年月日: 平成26年7月22日

根拠法令:社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・

災害対策部会決定

所掌事務:

・昇降機等の安全審査の枠組のあり方の検討